

静岡県指定寄附金一覧(包括指定)

令和5年12月31日現在

包括指定の根拠			区分	名称	備考		
県税賦課徴収 条例	所得税法 第78条	所得税法 施行令					
第12条の3 第1号	第2項第2号	第216条	財務大臣の指定 (包括指定)	学校教育関係	国立大学法人	国立大学法人静岡大学	大学の設置・運営の業務等に充てられるものに限る
					国立大学法人	国立大学法人浜松医科大学	
					大学共同利用機関法人	—	
					公立大学法人	公立大学法人静岡県立大学	
			公立大学法人	公立大学法人静岡文化芸術大学			
公立大学法人	公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学						
			財務大臣の指定 (個別指定)	—	—		
第12条の3 第2号	第2項第3号	第217条第1号	特定公益増進法人	独立行政法人	※個別指定3法人のみ		
		第217条第1号の2		地方独立行政法人	地方独立行政法人静岡県立病院機構		
		第217条第2号		特殊法人等 (自動車安全運転センター等)	—		
		第217条第3号		公益社団法人、公益財団法人	R5.12.31現在 別紙のとおり (197法人)	当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る	
		第217条第4号		学校法人	大学 高校 特別支援学校 幼稚園(幼保連携型含む) 専修学校、各種学校	R5.12.31現在 別紙のとおり (43法人) (特定公益増進法人の証明又は税額控除に係る証明を受けているもの) ※上記のほか、別途個別指定1法人あり	・学校の入学に関して支出した寄附金は除く ・当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る
		第217条第5号		社会福祉法人	R5.12.31現在 別紙のとおり (470法人) ※上記のほか、別途個別指定2法人あり	当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る	
		第217条第6号		更生保護法人	更生保護法人静岡県更生保護協会		
第12条の3 第3号	第3項	第217条の2	特定公益信託	—			
第12条の3 第4号	租税特別措置法第41条の18の2		認定特定非営利活動法人 特例認定特定非営利活動法人	R5.12.31現在 別紙のとおり (38法人) ※上記のほか、別途個別指定1法人あり	当該法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連するものに限る。ただし、その寄附した者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く		

※本表は関係団体等から資料を得て作成していますが、不備等がありましたら御連絡願います。(静岡県税務課企画管理班054-221-2974)